平成２１年（フ）第５４５号
神奈川県伊勢原市白根63番地の１　山本ハイツＤ―101号、前住所神奈川県伊勢原市坪ノ内659番地の２　ワコーレ鶴巻温泉702号
破産者　田中　智幸
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第１４９号
石川県石川郡野々市町字三日市町408番地
破産者　土居磨知子
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
滋賀県湖南市柑子袋986番地17
破産者　八木トミ子
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
長崎県諫早市長田町2684番地５、前住所福岡市博多区美野島３丁目13番19―201号
破産者　野口　　敏
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
大分市須賀２丁目７番20号　リバーサイド北浦Ｂ105
破産者　清水佐代子
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１００号
秋田県由利本荘市矢島町荒沢字矢越２番地２
破産者　山田　　堅
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３４９号
東京都港区三田５丁目13番16号　ガーデンテラスヤリヤ104
破産者　五十嵐　真
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９３号
茨城県土浦市真鍋６丁目５番44号
破産者　市村　　仁
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１号
富山市野口南部132番地　あすなろセンター、前住所富山市古寺468番地２
破産者　宮成　稔浩
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
静岡市葵区瀬名中央１丁目10番４―105号
破産者　山口　五郎
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６０号
静岡市駿河区池田983番地池田公民館内管理室、開始決定時の住所静岡市清水区折戸１丁目14番15号
破産者　鈴木健太郎
１　決定年月日　平成22年７月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―105号新鶴団地
破産者　北條　　誠
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２４号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下野田1375番地10、破産開始決定時の住所埼玉県狭山市大字水野570番地の101
破産者　宮古　宗樹
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９１号
埼玉県川越市的場２丁目21番地１　タウニィ的場101号室
破産者　牧原　理恵
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目２番５号
破産者　大澤　和也
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３４４５号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町352番地６　メゾンヒルクレスト201、開始決定時の住所横浜市磯子区磯子７丁目17番２号
破産者　吉田　　芳
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２号
東京都町田市木曽東３丁目28番16号
破産者　恩藏　　博
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１号
富山県下新川郡朝日町境1893番地１
破産者　渡辺工務店こと　渡辺　　昇
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３４号
長野県千曲市大字屋代395番地１　柏203
破産者　湯本　恵子（旧姓小宮山）
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第４７９号
神戸市北区鈴蘭台南町４丁目２番30―403号、従前の住所神戸市北区泉台３丁目39番地の５304号
破産者　大野　修一
１　決定年月日　平成22年７月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部